

【事前協議から開発許可までの手続きフロー】

- ・町要綱第 5 条に基づく事前協議書の提出(計4部)
 - (対象):要綱対象となるすべての開発事業
 - (内容):太子町関係各課へ開発事業に対して意見集約を行う
 - (備考):この時点で地元等との協議録も添付ください
 - (期間):意見集約に約 3 週間程度



事前協議結果を受けて申請者による計画修正

- ・町要綱第 6 条に基づく都市計画法第 32 条協議申請書の提出(計1部)
 - (対象):都市計画法第 29 条の許可を要する開発行為
 - (内容):事前協議による修正内容の確認。
同意書・同意条件の決裁
 - (期間):同意書・同意条件を渡すまで約 2 週間程度



- ・町へ都市計画法第 29 条に基づく開発許可申請書の提出(正・正・副の計 3 部)
町へ都市計画法第 32 条の同意条件の履行を遵守する誓約書の提出(1 部)
 - (内容):県へ進達の決裁
 - (期間):県へ進達まで約 2 週間



- ・町から県へ開発許可申請書の進達
兵庫県中播磨県民局姫路土木事務所にて審査後、開発許可。
(処理期間の目安については兵庫県へお問い合わせください)

※上記の手続きに要する期間はあくまで平均的な期間を示すものであり、計画内容・修正頻度などで変更するため、期間に余裕をもって手続きを行ってください。